

第2節 税制改正

I 平成13年度税制改正

1. 経緯

平成12年8月末から9月初めに大蔵省主税局及び自治省税務局に対して、それぞれ金融・証券等に関する税制改正要望を提出した。(要望項目の詳細は資料8-2-1参照)

その後、税務当局や与党等の関係者との議論を経て、政府税制調査会においては「平成13年度の税制改正に関する答申」(平成12年12月13日)が示され、与党三党においても「平成13年度税制改正大綱」(平成12年12月14日)が決定された。これらを踏まえて、平成13年1月16日、「平成13年度税制改正の要綱」が閣議決定された。

2. 税制改正の主な内容

当庁関連の平成13年度税制改正の主な内容は以下のとおり。

(1) 株式等譲渡益課税(資料8-2-2参照)

(制度概要)

株式等に係る譲渡益については、申告分離課税と源泉分離課税方式の選択制。

- ・ 申告分離課税：譲渡益×0.26
- ・ 源泉分離課税：みなし譲渡益(譲渡価額×0.0525)×0.2

ただし源泉分離課税は平成13年3月末で廃止。

(金融庁の税制改正要望内容)

株式等譲渡益課税に係る源泉分離選択課税制度を維持した上で、以下の制度改善を要望。

- ① 申告分離課税の改善
 - ・ 税率の引き下げ(26%→20%)
 - ・ 翌年以降への譲渡損の繰越し(無期限)
 - ・ 長期(1年超)保有株式の特別控除(200万円)
- ② 施行は平成14年1月1日とし、それまでは現行制度を維持
- ③ 申告分離課税か源泉分離課税かの選択を年ごとに行う年間選択制の導入

(結果)

株式等譲渡益課税については、現下の経済情勢、株式市場の動向等を踏まえ、申告分離課税への一本化を2年間延期。平成15年4月1日以降の株式等譲渡益に係る申告分離課税のあり方については、直接金融を担う株式市場の役割、一般投資家の参加、国・地方を通ずる公平な課税等の観点より、譲渡損失の取扱い等を含め、申告分離課税への一本化にあわせて検討することとされた。

(2) 企業組織再編成に係る税制の整備等

① 会社分割・合併等の企業組織再編税制

会社分割制度を創設する商法改正（平成12年5月）を受け、企業が経営環境の変化に対応し柔軟な企業組織再編を行うことを可能にするため、租税回避防止措置を講じつつ、一定の要件を満たす会社分割・合併等に係る資産の譲渡損益の繰延べを認める等の企業組織再編税制を整備。

② 株式交換・移転方式による持株会社設立等に係る登録免許税

産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（本則0.7%→0.15%。平成13年3月末までの時限措置。）について、その適用期限を平成15年3月末まで2年間延長。

(3) 特定目的会社（SPC）等に係る不動産流通税の軽減

不動産の証券化を促進するために特定目的会社（SPC）、投資法人等のスキームが整備されたことから、実物不動産の流動化へのインセンティブを与えるため、一定のSPC、投資信託、投資法人が、不動産を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税について、軽減措置を整備。

(4) 保険商品関連

保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る積立率の特例（本則2%→3%）の適用期限を平成16年3月まで3年間延長。

生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる第三分野の保険商品の範囲について、個々の保険商品の性格等に応じ、所要の整備。

(5) 退職年金等積立金に対する特別法人税等の凍結の継続

現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、退職年金等積立金に対する特別法人税、法人住民税の課税停止措置を平成15年3月まで2年間延長。

II 緊急経済対策（平成13年4月6日）に伴う税制改正

1. 経緯

平成13年4月6日に決定された緊急経済対策において、証券税制については、「個人投資家の市場参加の促進等直接金融市場の活性化、…等の観点から、証券…関連の税制に係る真に有効かつ適切な措置について、…早急に検討を行い、結論を得る。」とされた。これを踏まえ金融庁としても、個人投資家の市場参加の促進の観点から関係方面に税制改正の要望を行った。その後、平成13年4月20日、与党三党により「緊急経済対策に係る税制上の措置」が決定された。

2. 税制改正の主な内容

与党三党の「緊急経済対策に係る税制上の措置」の主な内容は以下の通りである。

① 株式等譲渡益の申告分離課税制度の改善

従前、長期保有株式の譲渡益については、優遇措置は講じられていなかったが、保有期間1年超の株式の譲渡益について、申告分離課税を選択した場合、100万円までの非課税制度を創設。

② 少額貯蓄非課税制度（老人マル優）の改善

老人マル優の対象となる株式投資信託について、運用資産における株式の組入れ比率（現行：総資産の70%未満）等の制限の緩和。

③ 株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託（ETF）の制度整備に必要な税制上の措置

緊急経済対策によりETFが導入されることを踏まえ、株式並課税とされる株式投資信託（特定株式投資信託）の対象とする等、所要の税制の整備。